

京都府地球温暖化対策条例 京都府地球温暖化対策推進計画 の見直しについて

～事業者対策について～

1

本日の論点

- 事業者部門における今後の排出量削減に向けた取組の考え方について
- 事業者対策のうち、府地球温暖化対策条例に規定する制度についての見直し
(建築物については、次回以降に議論)

2

分野別の温室効果ガス排出量の推移及び進捗状況

3

現在の京都府地球温暖化対策推進計画での削減目標

■京都府地球温暖化対策推進計画（計画期間：2011～2020年度）

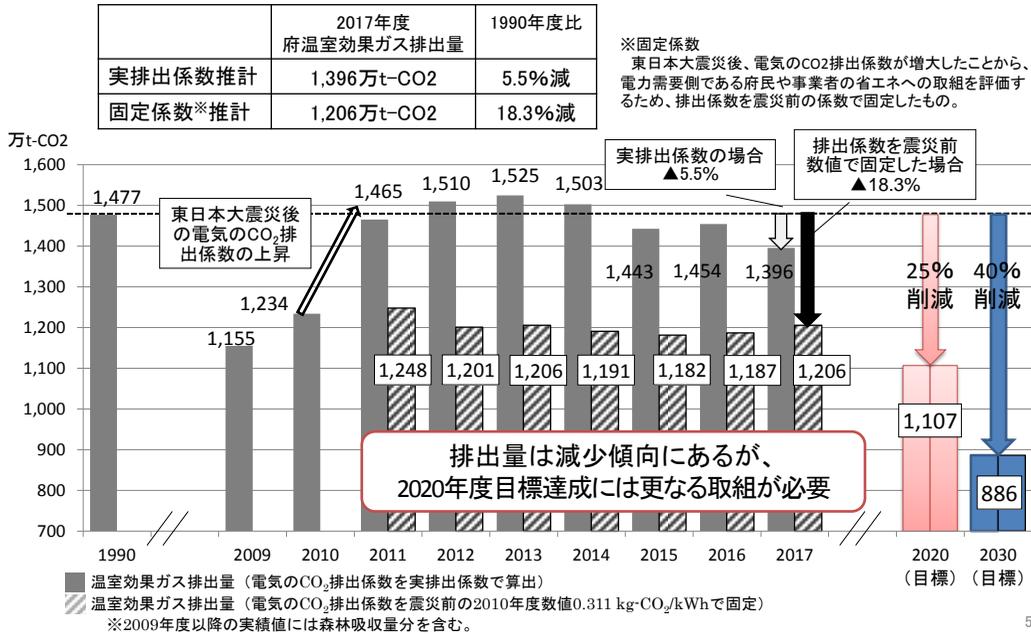
長期的目標 2050年度までに温室効果ガス排出量が1990年度比で**80%以上削減**された持続可能な京都の創造を目指す
中期的目標 温室効果ガス排出量を2030年度までに**40%削減（1990年度比）**
当面の目標 温室効果ガス排出量を2020年度までに**25%削減（1990年度比）**

■京都府地球温暖化対策推進計画：分野別での2020年度削減目標

区分	基準年度 (1990年度) a	目標年度(2020年度)			基準年度比	
		現状趨勢ケース b	対策による 削減量 c	対策後 ⇒削減目標 d=(b-c)	削減量 (a-d)	削減率
産業部門	530	352	18	333	197	37%
運輸部門	346	361	78	283	63	18%
業務部門	220	270	70	200	20	9%
家庭部門	269	264	56	208	61	23%
その他	112	157	25	133	▲21	▲19%
森林吸収量	0	▲26	24	▲50	50	-
合計	1,477	1,378	271	1,107	370	25%

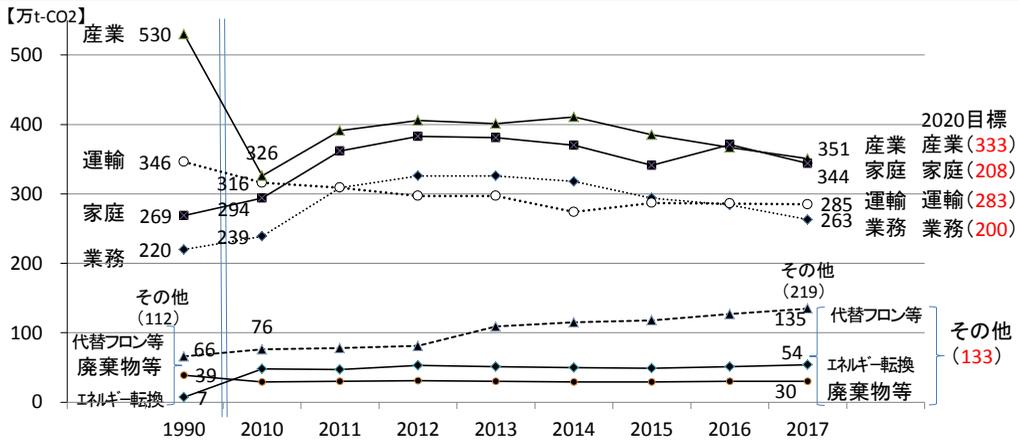
4

京都府内の温室効果ガス排出量の推移



5

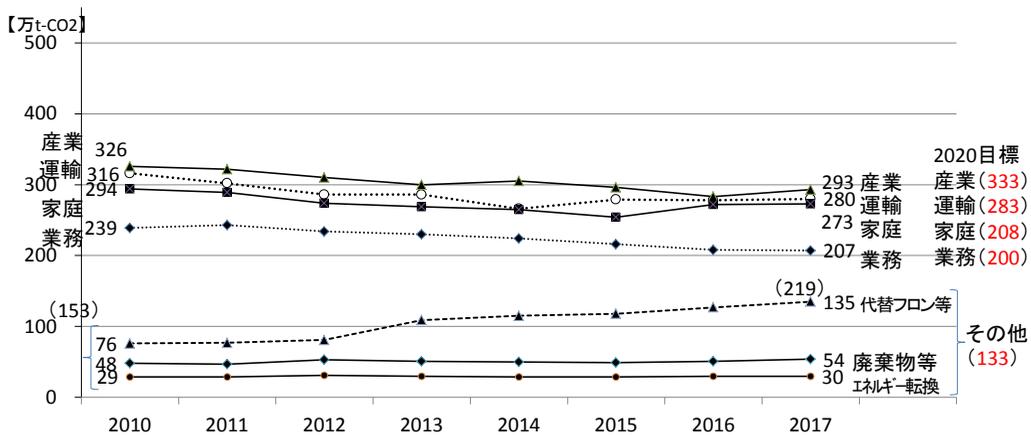
部門別の府内温室効果ガス排出量（実排出）の推移



産業部門：省エネ型への設備更新等により1990年度比では大きく削減しているが、目標には未達
 業務部門：燃料転換や省エネの進展により、削減傾向にはあるものの、商業施設の売り場面積の増加等の影響もあり、目標までに開きがある。
 運輸部門：自動車保有台数は1990年と比べ増加しているが、エコカーの普及等により削減が進展し、概ね目標に到達。一方、近年の削減幅は横ばいであり、下げ止まりの傾向
 家庭部門：世帯当たりの家電の数や世帯数の増加等により削減が停滞。目標と大きな開きがある。
 その他：代替フロン(HFC)の排出量が増加傾向

6

府内温室効果ガス排出量（固定係数）の推移



※電力需要側である府民や事業者の省エネへの取組を評価するため、電気のコ2排出係数を震災前の係数で固定した場合の推移

- 仮に震災前の排出係数とした場合、産業・運輸・業務で目標に到達しうる状況であるが、各部門では横ばい若しくは微減傾向であり、省エネ等による削減が下げ止まりつつある。
- 家庭部門では削減が進んでおらず、近年では微増傾向

部門別削減目標と直近の達成状況

区分	基準年度 1990年度	参考 2010年度	目標年度 2020年度 削減目標	基準年度比 増減率	2017年度 実排出量	基準年度比 増減率	(参考) 2010年度比 増減率 (現行期間)	2017年度 固定排出量	基準年度比 増減率	(参考) 2010年度比 増減率 (現行期間)
産業部門	530	326	333	▲37%	351	▲33.8%	7.7%	293	▲44.7%	▲10.1%
運輸部門	346	316	283	▲18%	285	▲17.5%	▲9.8%	280	▲19.1%	▲11.4%
業務部門	220	239	200	▲9%	263	19.1%	10.0%	207	▲6.3%	▲13.4%
家庭部門	269	294	208	▲23%	344	27.9%	17.0%	273	1.60%	▲7.1%
その他	112	153	133	19%	219	95.5%	43.1%	219	95.5%	43.1%
森林吸収量	0	▲94	▲50	-	▲66	-	-	▲66	-	-
合計	1,477	1,234	1,107	▲25%	1,396	▲5.5%	13.1%	1,206	▲18.3%	▲2.3%

■削減目標の達成状況

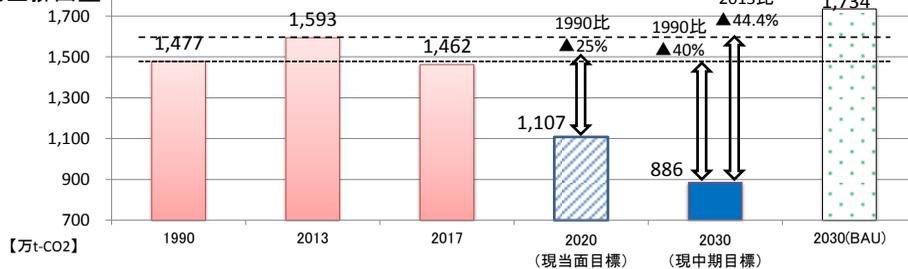
- 産業・運輸部門: 削減目標に近づいており、2020年度目標に向けては取組の継続強化が必要
- 業務部門: 固定排出量では削減目標に近づいているが、実排出量では大きく増加
省エネ対策が進んでいるものの、店舗等の床面積の増加影響が大きいためと考えられ、取組強化が必要
- 家庭部門: 実排出・固定係数のいずれの場合でも基準年度を超過しており、目標達成に向けて更なる取組強化が必要

■現計画期間での削減状況(2010→2017年)

- 固定係数でみた場合、各部門とも削減傾向にはあるが、家庭部門における削減が遅れている。
- 代替フロンの増加による影響が大きく、取組強化が必要

現行の目標数値と2030年度排出量推計（現状趨勢ケース）

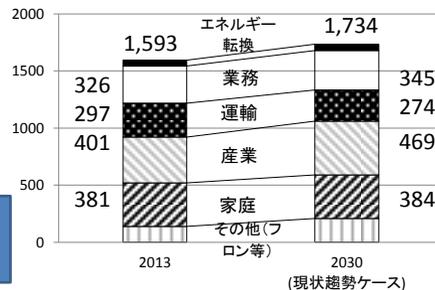
■府内全排出量



※2030(BAU)：2013年度の総排出量を基準に、各部門に応じた社会・経済指標（活動項目）の成長・変化予測率（伸び率）を乗じて、現状の取組のままで、今後追加的な対策を見込まずに2030年度まで推移した場合の排出量を推計

■部門別

部門	2013年度 基準年度	2017年度 実排出量	2030年度 現状趨勢
産業部門	401	351	469
業務部門	326	263	345
運輸部門	297	285	274
家庭部門	381	344	384



- ▶ 産業部門・業務部門は増大
- ▶ 運輸部門は低減傾向
- ▶ 家庭部門はほぼ横ばい傾向

産業・業務分野においても、更なる取組が求められる

<参考> 国地球温暖化対策計画での削減目標

■地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）

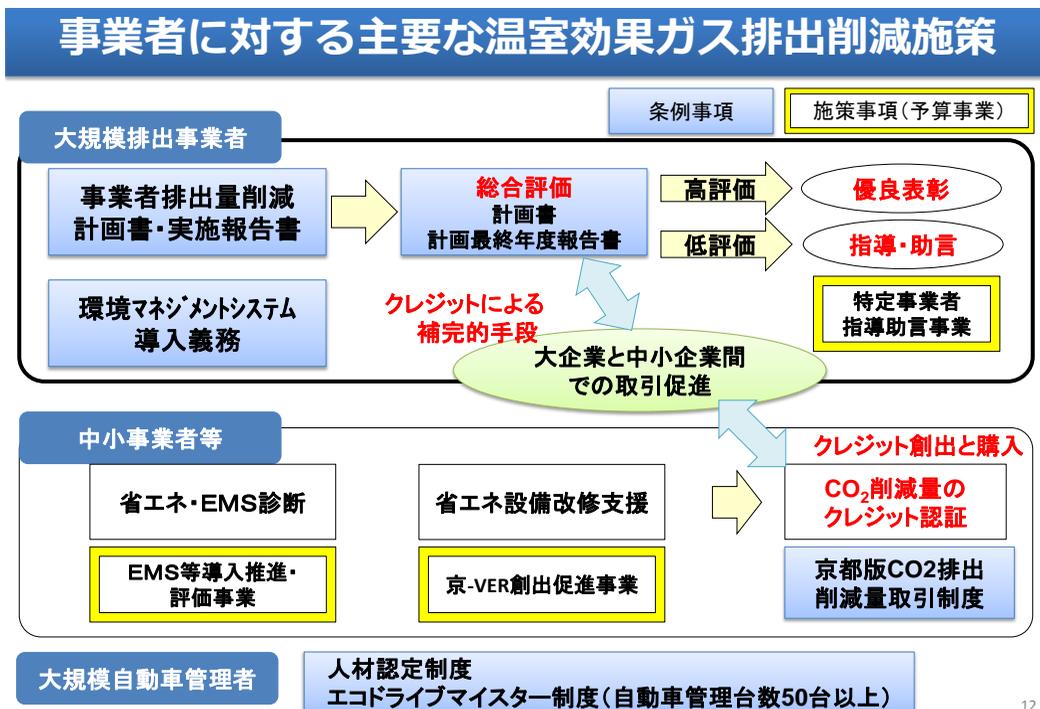
【温室効果ガス削減目標】

我が国の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、**2030年度において、2013年度比26.0%減の水準**にすることとする。

	2013年度 排出量 (百万t-CO2)	2030年度 各部門排出量 の目安(対策後) (百万t-CO2)	削減率
エネルギー起源CO2	1,235	927	25%
産業部門	429	401	7%
業務その他部門	279	168	40%
家庭部門	201	122	39%
運輸部門	225	163	28%
エネルギー転換部門	101	73	28%
非エネルギー起源CO2	75.9	70.8	7%
メタン	36.0	31.6	12%
一酸化二窒素	22.5	21.1	6%
代替フロン等4ガス	38.6	28.9	25%
温室効果ガス吸収源	-	37.0	7%

事業者対策について

11



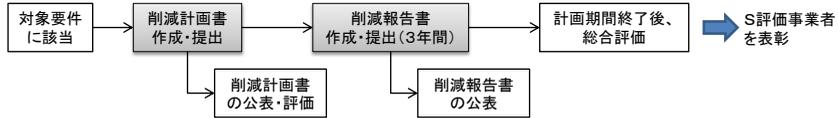
12

事業者排出量削減計画書制度の概要

■概要

※詳細は参考資料参照

対 象 : 特定事業者(年間エネルギー使用量原油換算1,500kl以上など)
 内 容 : 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量、削減措置、削減目標等に関する削減計画書及び報告書の作成・提出、府、市が内容を総合的に評価
 評価は「S」「A」「B」「C」「D」の5段階



実施時期 : 平成23年度から(第三計画期間:平成29~令和元年度)
 <<第一計画期間:平成23~25年度、第二計画期間:平成26~28年度>>

報告時期 : 計画書は9月末(3年に1度)、報告書(前年度実績)は7月末(毎年度)

■施行状況の概要

	特定事業者数	特定事業者総排出量(3年平均)	3年平均削減率
第一計画期間	263	311万t-CO2	7.9%
第二計画期間	252	379万t-CO2	7.1%
第三計画期間	246	②9444万t-CO2	②92.7%

■公表の評価基準

S:目標削減率の2倍の削減率を達成し、省エネ等の取組を重点的に実施
 A:目標削減率を達成
 B:目標削減率未達成だが、省エネ等の取組を重点的に実施
 C:目標削減率未達成
 D:温室効果ガス削減のための基本的体制が整備されていない

部門別 目標削減率	業務部門	産業部門	運輸部門
	3年間の年平均▲3%	3年間の年平均▲2%	3年間の年平均▲1%

13

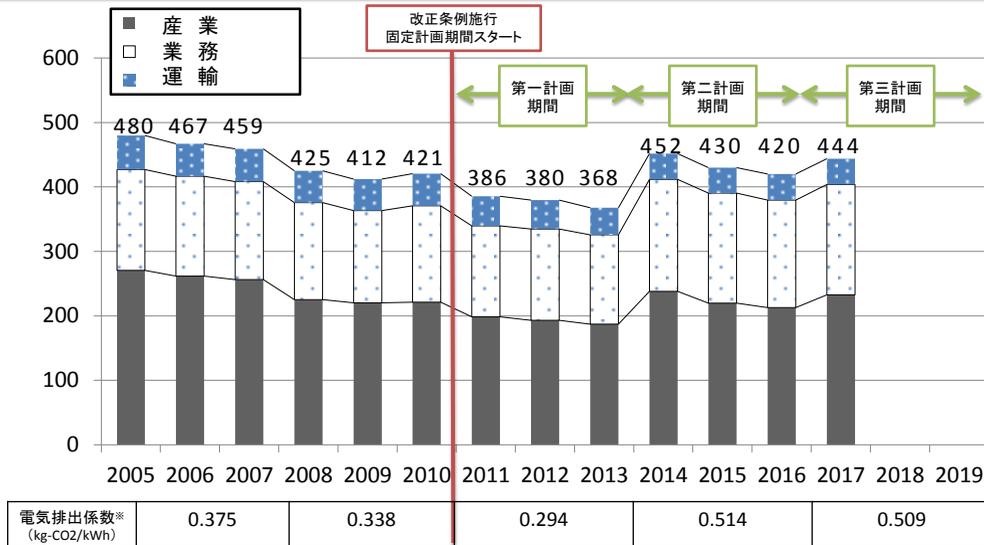
計画期間ごとの分野別での温室効果ガス排出削減状況

	第1計画期間 (H23-25年)				第2計画期間 (H26-28年)				第3計画期間 (H29-R1年)			
	事業者数	基準年度排出量(万t-CO2)	基準年度比3年平均増減量(万t-CO2)	3年平均増減率(%)	事業者数	基準年度排出量(万t-CO2)	基準年度比3年平均増減量(万t-CO2)	3年平均増減率(%)	事業者数	基準年度排出量(万t-CO2)	②基準年度比増減量(万t-CO2)	増減率(%)
産業	115	208.1	▲16.1	▲7.7	108	249.9	▲19.9	▲8.0	108	236.0	▲3.4	▲1.4
業務	122	155.0	▲13.7	▲8.8	117	188.1	▲12.7	▲6.8	113	178.7	▲7.7	▲4.3
運輸	26	45.0	▲2.5	▲5.6	27	43.4	▲1.5	▲3.6	25	41.4	▲1.2	▲2.9
合計	263	408.1	▲32.3	▲7.9	252	481.5	▲34.2	▲7.1	246	456.1	▲12.3	▲2.7

- 府内で約250社前後の事業者が本制度の対象(現在、第3計画期間)
- 第1計画期間、第2計画期間では、各分野での基準年度に対する削減率は目標を達成

14

特定事業者による排出量の推移



※京都府地球温暖化対策指針別表第2で定める係数のうち、関西電力(株)の数値を記載

(注) H23年度以降は現行の固定計画期間での運用(第一計画期間: H23~H25、第二計画期間: H26~H28、第三計画期間: H29~R1)。
H22年度までは、それぞれの事業者が計画書を提出する年度を起点として3年間の計画を作成することとなっていたため、事業者により計画期間(年度)は異なる。(多くは、18~19年度(2年間)、20~22年度(3年間)を計画期間として実施)。なお、電気排出係数は、H20、H23、H26、H29に排出係数を更新。

15

2017年度府内排出量における特定事業者の占める割合

	部門別	2017年度 府内実排出量 【万t-CO2】	2017年度 特定事業者排出量 【万t-CO2】	各部門での 特定事業者 の占める割合※
事業分野	産業部門	351	233	62%
	業務部門	263	171	59%
	運輸部門(家庭以外)	207	40	19%
	小計	821 (56%)	444 (29%)	51%
家庭	運輸部門(家庭)	78		
	家庭部門	344		
	小計	422 (29%)		
	その他(代替フロン等)	219		
	排出部門合計	1,462		

※実排出量の電気排出係数(2017年度0.446)と第三計画期間の電気排出係数(0.509)に差があることから、補正して比率を算出している。

- 府内総排出量に占める事業分野からの排出量は半数以上を占め、家庭部門からの排出が約3割を占める。
- 特定事業者排出量は府内全体の約3割を占めており、事業分野全体においては特定事業者からの排出が約半数を占める。
- 産業・業務部門での特定事業者排出量は半数以上を占める。

16

特定事業者の分野別での排出状況等 (2017年度実績ベース)

<事業所規模別での分類方法>

■対象事業者：2017年度に提出のあった特定事業者（246社）

■対象事業所：対象事業者が京都市内に有する事業所のうち、報告書第4号様式に記載している年間エネルギー使用量（重油換算）500 kL以上の事業所を抽出（277事業所）

■事業所の分類方法

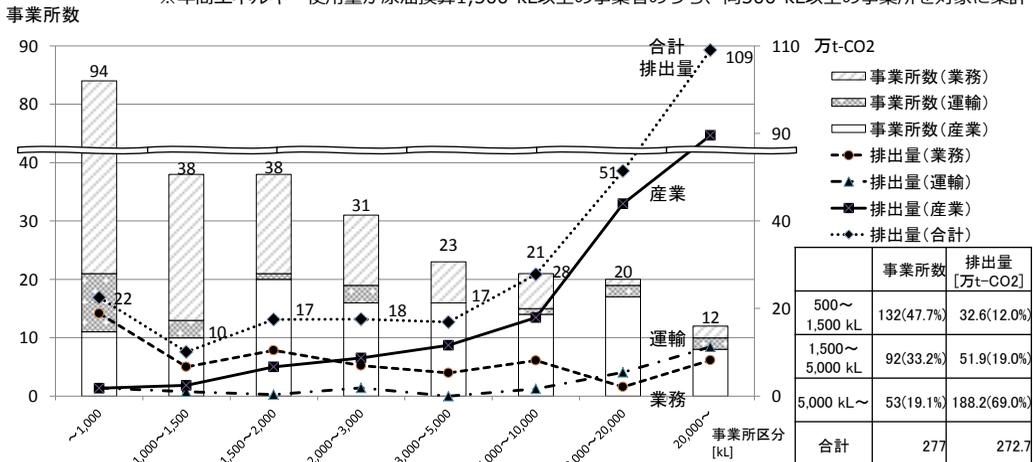
- ・ 事業者の産業、業務、運輸の部門別、かつ、事業所の規模（年間エネルギー使用量）ごとに分類して集計
- ・ なお、一つの事業者が工場（産業）と事務所（業務）を有する場合には、事業者としての分類（産業）の施設として計上

例：製造業者（産業部門）の事務所棟（業務部門）は産業部門に算入

17

事業所規模別※でみた特定事業者の分野別の事業所数 及び温室効果ガス総排出量（産業・業務・運輸）

※年間エネルギー使用量が原油換算1,500 kL以上の事業者のうち、同500 kL以上の事業所を対象に集計

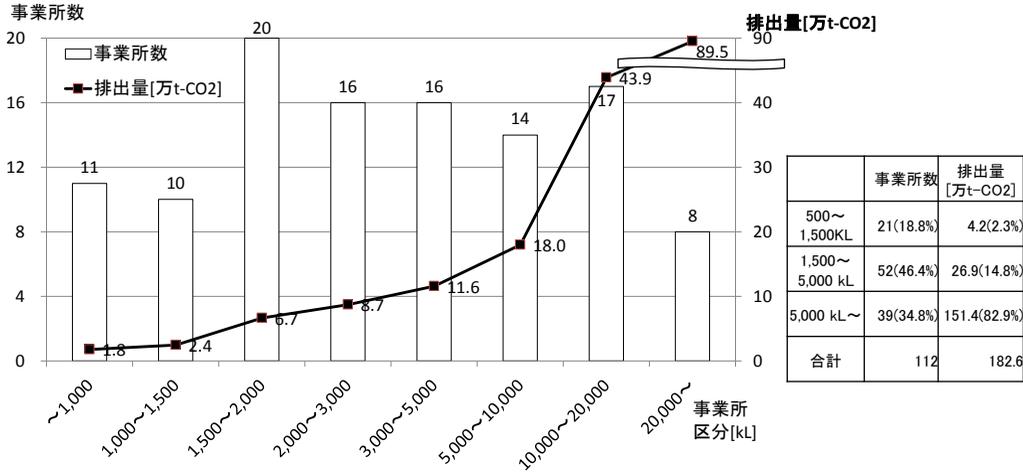


> 事業所数では、比較的小規模な事業所が多く、500~1,500 kL未満の事業所が約半分、5,000 kL未満に該当する事業所が8割以上
 > 排出量では、1,500 kL未満事業所の合計は対象の1割、5,000 kL未満では約3割であり、残り約7割は原油換算5,000 kL以上の事業所である。
 ※次ページ以降に業務・運輸・産業の分野ごとに記載する。

18

事業所規模別※でみた特定事業者の分野別の事業所数 及び温室効果ガス総排出量（産業部門）

※年間エネルギー使用量が原油換算1,500 kL以上の産業部門の事業者のうち、同500 kL以上の事業所を対象に集計

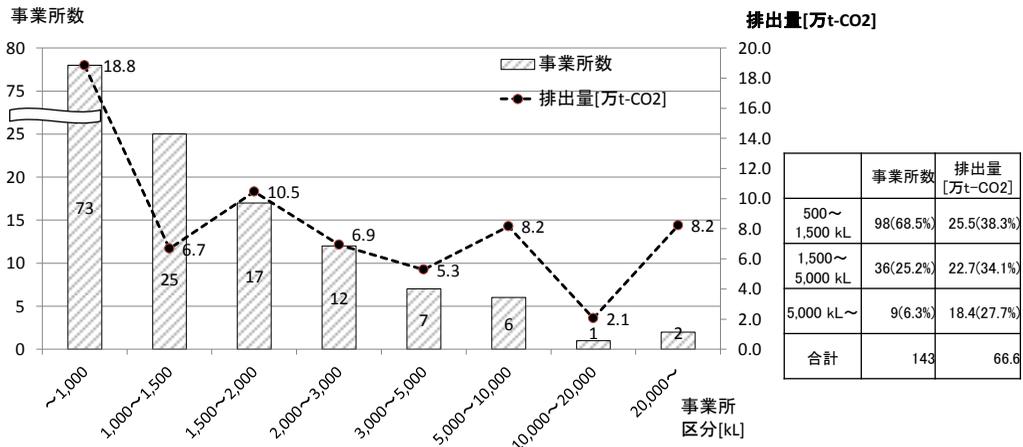


- 事業所数では、それぞれの規模の事業所が大きな偏りなく存在
- 排出量ベースでは、原油換算5,000 kL以上の事業所で対象事業所の8割以上を占めている。

19

事業所規模別※でみた特定事業者の分野別の事業所数 及び温室効果ガス総排出量（業務部門）

※年間エネルギー使用量が原油換算1,500 kL以上の業務部門の事業者のうち、同500 kL以上の事業所を対象に集計

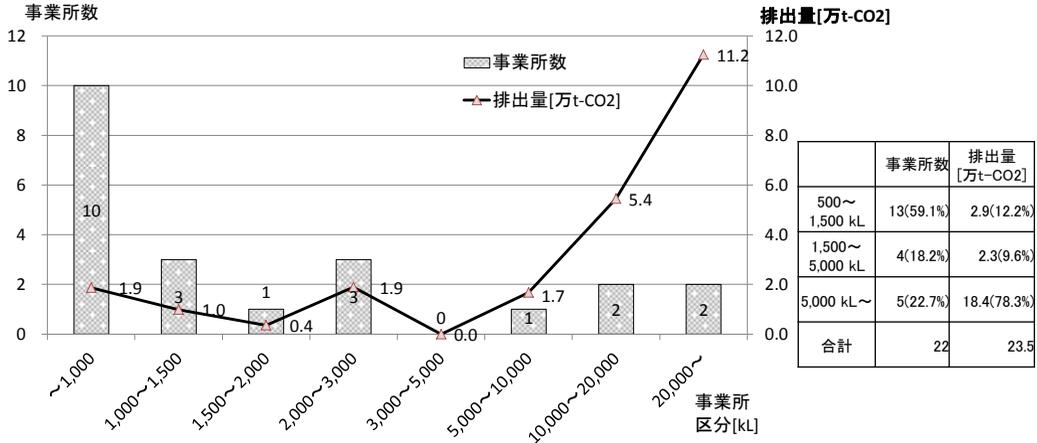


- 事業所数では、比較的小規模な事業所が多い。
- 原油換算1,500 kL未満の事業所が7割弱あり、排出量の4割弱を占めている。
- 原油換算10,000 kL以上の3事業所はいずれも国公立大学

20

事業所規模別※でみた特定事業者の分野別の事業所数 及び温室効果ガス総排出量（運輸部門）

※大規模輸送事業者のうち、年間エネルギー使用量が原油換算500 kL以上の事業所を対象に集計



- 事業所数では、比較的小規模な事業所が多い。
- 原油換算10,000 kL以上の4事業所はいずれも鉄道事業者

21

計画期間ごとの目標削減率の達成状況（総合評価）

- 第1及び第2計画期間における総合評価では、**全体で7割弱の事業者が目標削減率を達成**

※目標削減率：製造業（産業）：2%、商業・サービス業（業務）：3%、運輸業（運輸）：1%

※S評価：目標削減率の2倍の削減率を達成＋省エネ等の取り組みを重点的に実施

A評価：目標削減率を達成

- 一方で、A評価とS評価で開きもあり、本府が推進する重点的取組事項が十分に実施されているとは言えない状況

第1計画期間 (H23-25年)	事業者数	S評価		A評価		削減目標 達成数	目標削減率
		達成数	達成率				
産業部門	115	13	62	75	65.2%	2%	
業務部門	122	17	71	88	72.1%	3%	
運輸部門	26	2	18	20	76.9%	1%	
合計	263	32	151	183	69.6%		

第2計画期間 (H26-28年)	事業者数	S評価		A評価		削減目標 達成数	目標削減率
		達成数	達成率				
産業部門	108	18	49	67	62.0%	2%	
業務部門	117	28	55	83	70.9%	3%	
運輸部門	27	3	18	21	77.8%	1%	
合計	252	49	122	171	67.9%		

22

府内事業者における 再生可能エネルギーの利用促進について

23

再エネ調達ニーズの企業への広がり

- 世界的に脱炭素化への機運の高まりにより、企業においても再生可能エネルギーを積極的に調達しようとするといった需要家ニーズが高まりつつある。
- 企業等が再エネ100%運営等の脱炭素経営に取り組むメリットは以下のとおり。

(出所)環境省HPより抜粋、一部加工

1 顧客に対して環境対策をアピール可能

SBT やRE100 といった国際イニシアティブの参加が難しい企業であっても、同じ基準でSBT・再エネ100%目標を設定することで、顧客に対して環境対策に取り組む積極的な姿勢をアピール可能。

2 取引先のサプライチェーン排出削減に貢献

B to B の顧客向けの製品製造等にかかった排出量情報を提供すれば、顧客のサプライチェーン上の排出量算定に貢献できる。設定した自社の削減目標達成に向けて連携して削減を進めることは、顧客のサプライチェーン排出量が増大するリスクを低減させ、顧客との持続可能な関係を構築可能。

3 RE100 に参加する企業間連携を強化 大企業にアピール可能

RE100 に取り組む大企業の中には、サプライチェーンにおいてもRE100 を目指す企業が存在。中小企業向け再エネ100%目標の設定により、その大企業のサプライチェーンのRE100 に貢献できることを示せるようになり、RE100 企業との新規の関係構築といったビジネスチャンスに繋がる。大企業においても、サプライチェーン間の連携強化が期待できる。

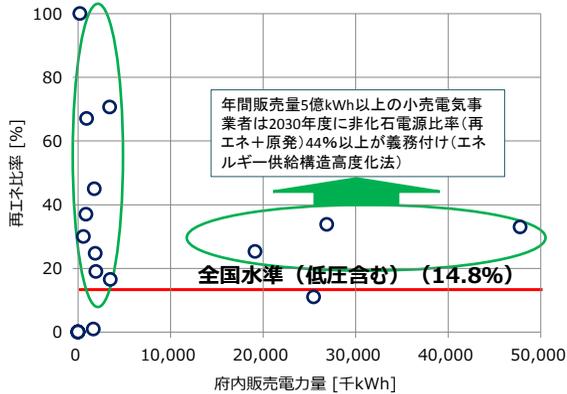
24

(参考) 府内事業所における再生可能エネルギー使用状況

- 「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の規定による小売電気事業者からの報告によると、小売電気事業者※1の府内販売電力量に占める再エネ比率(FIT電気含む)は27.9%(平成28年度実績、加重平均)と高い水準。
- 特に、供給量の少ない事業者ほど再エネ比率は高い傾向。(再エネ100%供給も存在)

※1 供給電力量の90%以上が特別高圧・高圧供給の事業者に限る

府内に供給実績のある小売電気事業者の府内販売電力量vs再エネ比率(事業者向け、FIT電気含む)(28年度実績)



	再エネ比率
小売電気事業者(事業者向け)の府内販売電力量に占める再エネ比率(加重平均)	27.9%
関西電力の販売電力量に占める再エネ比率(低圧含む管内全域)	14.5%
全国の発電量に占める再エネ発電量(自家消費含む)の割合	14.8%※2

※2 出所: 自然エネルギー白書(特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所)

25

事業者対策における論点

26

事業者対策における論点①

◆事業分野全体

- 事業分野全体における排出量削減の取組は進展しているものの、脱炭素社会の実現に向けて、環境と経済の両立を図りつつ、少なくとも現行の中期目標(1990年度比40%削減)の水準の達成に向けた取組の継続・強化が必要ではないか。

◆特定事業者関係

- 事業分野からの排出量の半数以上を占める特定事業者に対する対策は、現行制度のみで十分か。見直しや追加的な対策、支援が必要ではないか。
- 分野により削減ポテンシャルが異なる可能性がある中、目標削減率の現在の設定は妥当か。また、目標削減率は現在、目安としているが、目標削減率の適切な執行を促すため運用を厳格化すべきか。
- 事業者に対して、再生可能エネルギーの導入・調達を積極的に推進・評価していく方策が必要ではないか。
- 社会全体での総排出量削減に向けて、特定事業者におけるサプライチェーン全体での取組を促す視点が必要ではないか。
- 特定事業者に該当しない中小規模事業者に対する対策、支援も必要ではないか。

27

事業者対策における論点②

◆再エネの導入・調達推進について

- 府内企業・府民の再エネに対する意識はまだ低く、意識醸成の取組が必要ではないか。(自家消費の推進含む)
- 併せて、(大企業等のみでなく)再エネ調達を望む中小企業・府民が調達を実現できる仕組みづくりが必要ではないか。
- 特に、SBT(企業版2°C目標)やRE100(事業運営に必要なエネルギーを100%再エネで調達)の目標達成に向けた支援策が必要ではないか。

◆その他

- 近年、排出量が増大傾向にある代替フロン(HFC)に対する対策が必要ではないか。

28

参 考

他府県での類似施策事例

29

他都道府県事業者計画書制度実施状況

■全国状況

全国、30都道府県12指定市・区で導入済

■自治体の制度概要

制度趣旨により、以下のカテゴリーに分類できる。

- ① 届出内容の公表により、事業者の自主的取組の促進
- ② 計画書制度に基づく事業者の削減対策について、指導助言の実施
- ③ 計画書制度に基づく事業者の削減結果・取組結果を評価・公表し、優良事例を表彰 ※京都府
- ④ 排出量削減量の義務付け

■削減目標又は評価基準となる数値を設けている都道府県：9府県

東京都、埼玉県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、徳島県、鹿児島県

30

他都道府県事業者計画書制度実施状況

～目標水準を設定している都道府県～

■義務規定

自治体	義務	ベース
東京都	・第1計画期間(2010-2014):総量8%又は6% ・第2計画期間(2015-2019):総量17%又は15% ※トップレベル事業所で認定基準適合と認められた場合、削減義務率を1/2又は3/4に緩和	総量目標

■努力目標・削減の目安として設定 ※京都府と同様(京都市も府と共通の設定)

自治体	目標水準	ベース
埼玉県	・第一計画期間(H23～26):総量8%又は6% ・第二計画期間(H27～31):総量15%又は13% (以降の計画期間は5年間、「目標削減率」として指針で規定)	総量目標、原単位目標(排出量取引制度対象者は総量目標)
岐阜県	1%/年(計画期間3年、「削減目標の目安」として手引きに記載)	総量目標又は原単位目標
徳島県	1%/年以上(計画期間3～5年間、「目標削減率」として指針で規定)	総量目標又は原単位目標
鹿児島県	1%/年(計画期間3～5年間、「目安」としてマニュアルに記載)	総量目標又は原単位目標

■評価基準として設定

自治体	目標水準	ベース
長野県	排出量削減率の年平均:0～3%で評価点を設定 原単位削減率の年平均:1%を基準に評価点を設定	総量及び原単位
愛知県	3年平均削減率:<0%<2%<6%の区分で評価	総量目標又は原単位
大阪府	1%/年(計画期間3年、「評価基準」として指針で規定)	総量目標又は原単位目標

31
出典:事業者の低炭素化支援に関する計画書制度実施要領(Ver1)～制度・手続き編～(環境省、H28.3)

他都道府県事業者計画書制度の実施状況

～対象事業者の規模要件～

京都府で設定していない要件、より小規模な事業者(所)を対象にしている事例を抜粋

<京都府>

- ・原油換算年間1,500kl以上使用する事業者
- ・トラック・バス100台以上、タクシー150台以上を保有する運送事業者、鉄道150両以上を保有する鉄道事業者
- ・エネルギー起源CO2以外のGHG排出量3,000t-CO2以上を排出する事業者

対象	規模
床面積	・従業員数100人以上、かつ事業所の床面積 5,000m ² 以上(札幌市) ・大規模小売店(店舗面積10,000m ² 以上)を県内に設置している事業者(埼玉県) ・大規模小売店(店舗面積5,000m ² 以上)(さいたま市)
自動車	・自動車50台以上(広島県、広島市、札幌市)、自動車40台以上(岩手県) ・県内で30台以上自動車を使用する事業者(埼玉県) ・鉄道事業者で車両50両以上(香川県) ・トラック30台、バス40台、タクシー20台以上(山梨県) ・トラック35台、バス35台、タクシー70台以上(※トラック、バス、タクシーのうち2種類以上を所有の事業者は各台数に次の係数を乗じて得た数値の合計が35以上(トラック1、バス1、タクシー0.5))(宮崎県)
電気使用量	・電気使用量600万kWh以上(栃木県)
原油換算	・原油換算年間800kl以上の事業所(名古屋市) ・原油換算年間500kl以上1,500kl未満であって大気汚染防止法のばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く)設置の事業所(公表の対象外)(兵庫県)
船舶	・船舶1万総トン以上(鹿児島県)
営業時間	・県内事業所の数の8割以上が24時間営業しているもの(静岡県)

32
出典:事業者の低炭素化支援に関する計画書制度実施要領(Ver1)～制度・手続き編～(環境省、H28.3)

＜参考事例＞愛知県地球温暖化対策計画書制度における評価方法

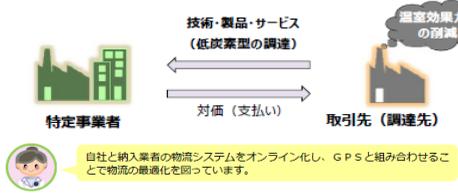
サプライチェーン全体からの排出量削減に向けた取組（スコープ3）を、本制度でのSランク（模範的・先進的ランク）の評価対象の一つとしている。

評価項目の種類	評価のランク					ランク	評価基準	
	公表対象		公表対象外				計画書	状況書（第3年度）
	S	A	B	C	-			
ア 温室効果ガス排出量	○	○	○	○	-	S	次の全てを満たす場合 ✓ 対策の実施予定数が5以上 ✓ 上記の対象が、1～3の分野のうち2分野以上を該当する	次の全てを満たす場合 ✓ 対策の実施数が5以上 ✓ 上記の対象が、1～3の分野のうち2分野以上を該当する
イ 削減対策	○	○	○	-	-	S又はAの場合の自主対策の内容		
ウ 先進的・先導的対策	○	○	-	-	○	先進的・先導的対策の内容		

注）評価のランク：模範的・先進的（S）、優（A）、良（B）、良未滿（C）、評価なし（-）

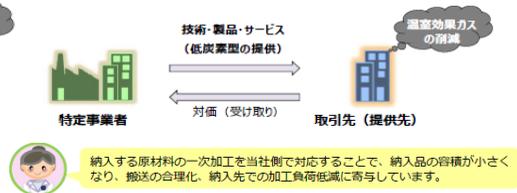
1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達における対策

② 調達時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（調達先）の温室効果ガス削減につながる取組



2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策

② 提供時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（供給先）の温室効果ガス削減につながる取組



愛知県：地球温暖化対策計画書等の評価指針、地球温暖化対策計画書制度ガイドブックより引用

＜参考事例＞東京都キャップアンドトレード制度・「低炭素電力選択の仕組み」について

（キャップ&トレード制度）

第三計画期間における「低炭素電力選択の仕組み」について

参考資料2

■低炭素電力（再エネ電力）の利用拡大に向けた新たなインセンティブの導入

- 都制度で「低炭素電力（再エネ電力）」と位置付ける対象の追加（電力選択の多様化へ対応）
 - 国が推進する「FIT制度導入により生まれた環境価値（非化石価値証書^{※1}等）を活用した電力」も、再エネを活用した電力と位置付け
 - 電気事業者が供給する「電力メニュー」も対象に追加（ただし、「当該電気事業者が都内に供給する電力全体の排出係数が都認定基準（0.37以下）であることが条件」
※1 非化石価値証書は「再エネ指定」に限定。今後、証書に関して、電源種別の情報が証明できるようになった際は、国の議論等を踏まえ検討
- 電気CO₂排出係数が都認定基準（0.37 t-CO₂/kWh^{※2}）以下の低炭素電力（再エネ電力）の調達時には、削減量として全量算定
 - 第2期で設定していた「低炭素電力調達時に算定できる削減量」の活用上限を撤廃 ※2 国の長期エネルギー需給見通しを踏まえた電力事業2030年の自主目標値
- 再エネ電源割合の高い電力（30%以上）の調達時には、削減量の追加が可能（追加付与）

【都制度で位置づける「低炭素電力（再エネ電力）」】

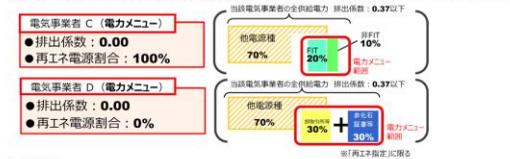
●電力のCO₂排出係数^{※3}が都認定基準（0.37 t-CO₂/kWh）以下^{※2}の、再エネを活用した電力（当該電力を供給可能な電気事業者は都が認定）

※3 基礎排出係数（実際の電源構成に基づく排出係数）と調整後排出係数（基礎排出係数にFIT制度に伴う環境価値等の調整及び非化石価値証書等の環境価値利用を反映した排出係数）のいずれか低い方の値で判断

（例①）電気事業者が提供する電力



（例②）電気事業者が提供する「電力メニュー」



【都認定電気事業者からの「低炭素電力調達」による、削減量の算定方法】



＜算定例＞（モデルケース）対象事業所の年間排出量：10,000 t-CO₂、全電気使用量（約）14,000 kWh相当を、上記電気事業者Aから調達（排出係数：0.32、再エネ電源割合：30%）した場合
 対象事業所の年間排出量（算定削減量反映後）
 7,121 t-CO₂（10,000 - （2,366 + 513））
 （排出量全体に占める算定削減量の割合：30%）

他府県における独自の条例規定

※前回資料から事業者対策関係を再掲

	施策分類	内 容
産業・業務	総量規制(削減義務化と削減取引の導入)	大規模事業所(原油換算エネルギー使用量1500kL/年以上の事業所等)における排出削減目標の設定・達成義務(東京都)
業務・家庭	地産地消推奨	域内の農水産物の優先的消費に対する努力義務 等(北海道、滋賀県、熊本県、鹿児島県)
	省エネ診断等事業者の登録制度	他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業を登録(ex:建築物等の省エネルギー診断事業、カーボンオフセット商品やプロジェクトの企画立案コンサル事業 等)(神奈川県)
運輸	自動車に係る計画・報告書制度(事業用、通勤用)	自動車の使用に関する温室効果ガス排出抑制のための計画書の提出義務(群馬県、滋賀県)
	レンタカー事業者のエコカー説明努力義務	レンタカー事業者のエコカー性能に関する説明を行うことへの努力義務(北海道)
	貨物運送業者の対策指針策定義務づけ	大規模荷主(従業員300人以上)の温室効果ガスの排出抑制方針の策定義務(埼玉県)
	低燃費車導入義務規定(期限付き)	特定の事業所における一定基準以上の低燃費車導入義務(東京都、埼玉県)
	大規模集客施設、事業所の対策指針策定義務づけ	集客施設における自家用自動車の使用に関し、温暖化対策実施方針の作成義務(埼玉県)
	荷主のEV充電器施設設置努力義務規定	荷主によるEV充電器施設設置の努力義務(東京都)

※各自治体HP掲載の温暖化対策関係条例、計画等から調査しており、全施策を網羅してはいない。

35